

- 十七 人事院規則九一五四（住居手当） 別表第十七
 - 十八 人事院規則九一八九（単身赴任手当） 別表第十八
 - 十九 人事院規則九一二一（広域異動手当） 別表第十九
 - 二十 人事院規則一〇一二（職員の留学費用の償還） 別表第二十
 - 二十一 人事院規則一一一四（職員の身分保障） 別表第二十一
 - 二十二 人事院規則一八〇〇（職員の国際機関等への派遣） 別表第二十二
 - 二十三 人事院規則二一〇〇（国と民間企業との間の人事交流） 別表第二十三
 - 二十四 人事院規則二四〇〇（検察官その他の職員の法科大学院への派遣） 別表第二十四
- 第二条** 前条各号に定める表中の傍線及び破線の意義は、次に掲げるとおりとする。
- 一 改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加えること。
 - 二 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改めること。
 - 三 改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改めること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第一 人事院規則一〇〇の一部改正に関する表（第一条第一号関係）

<p>改 正 後</p> <p>規則は、次に掲げる法律（これらの法律を改正する法律を含む。）に従つて制定されるものである。</p> <p>一〇二十三（略）</p> <p>二十四 平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）</p>	<p>改 正 前</p> <p>規則は、次に掲げる法律（これらの法律を改正する法律を含む。）に従つて制定されるものである。</p> <p>一〇二十三（略）</p> <p>（新設）</p>
--	---

別表第二 人事院規則一一二の一部改正に関する表（第一条第二号関係）

<p>改 正 後</p> <p>規則中次に掲げる用語は、別段の定めのある場合を除き、それぞれ次の意味に用いる。</p> <p>一〇十九（略）</p> <p>二十〇 「平成三十七年国際博覧会特措法」とは、「平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）」をいう。</p> <p>二十一〇三十二（略）</p>	<p>改 正 前</p> <p>規則中次に掲げる用語は、別段の定めのある場合を除き、それぞれ次の意味に用いる。</p> <p>一〇十九（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二十〇三三十一（略）</p>
--	--

別表第三 人事院規則一一三四の一部改正に関する表（第一条第三号関係）

<p>改 正 後</p> <p>第二条（定義） この規則において「人事管理文書」とは、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第四項に規定する行政文書又は同条第五項に規定する法人文書（行政執行法人に係るものに限る。）のうち、法、給与法、補償法、派遣法、法人格法、育児休業法、勤務時間法、任期付研究員法、倫理法、官民人事交流法、任期付職員法、法科大学院派遣法、留学費用償還法、自己啓発等休業法、福島復興再生特別措置法平成二十四年法律第二十五号）、配偶者同行休業法、平成三十二年オリンピックピック・パラリンピック特措法、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法若しくは平成三十七年国際博覧会特措法（これらの法律を改正する法律を含む。）又はこれらの法律に基づく規則に定める事項の実施に関するものをいう。</p>	<p>改 正 前</p> <p>第二条（定義） この規則において「人事管理文書」とは、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第四項に規定する行政文書又は同条第五項に規定する法人文書（行政執行法人に係るものに限る。）のうち、法、給与法、補償法、派遣法、法人格法、育児休業法、勤務時間法、任期付研究員法、倫理法、官民人事交流法、任期付職員法、法科大学院派遣法、留学費用償還法、自己啓発等休業法、福島復興再生特別措置法平成二十四年法律第二十五号）、配偶者同行休業法、平成三十二年オリンピックピック・パラリンピック特措法若しくは平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法（これらの法律を改正する法律を含む。）又はこれらの法律に基づく規則に定める事項の実施に関するものをいう。</p>
--	---